

○戦略的なビザ要件の緩和

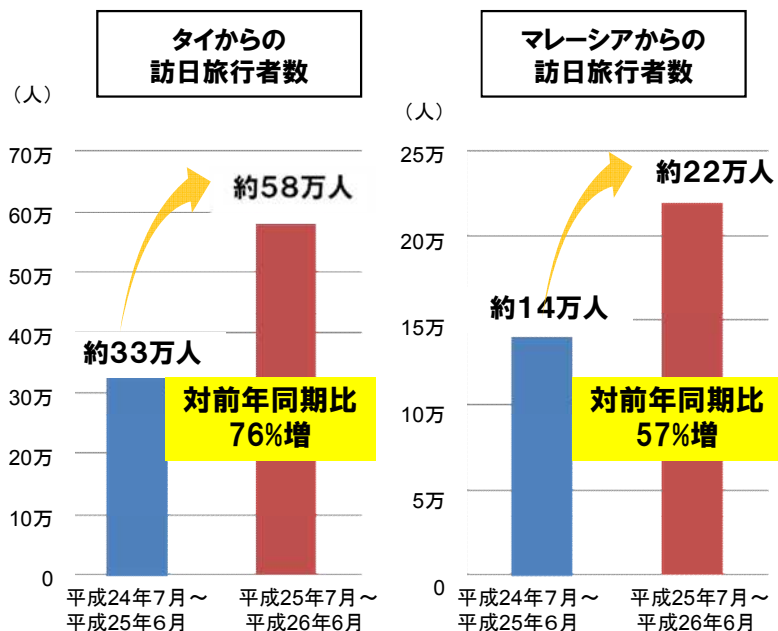
治安への十分な配慮を前提としつつ、訪日客増加に大きな効果の見込まれるインドネシア、フィリピン及びベトナムに対して、相手国の協力を得つつ、可能な限り早急に3カ国全てのビザ免除の実現に努力。

まずは、当面の措置として、以下の戦略的ビザ要件の緩和を実施。また、電子渡航認証システムについて検討。

- ・インドネシア向けのビザ免除(在外公館へのIC旅券事前登録)・・・平成26年12月1日実施
- ・フィリピン及びベトナム向けのビザの大幅緩和
 - ①一次ビザ実質免除(観光目的・指定旅行会社経由)・・・平成26年11月20日実施
 - ②数次ビザ大幅緩和(発給要件緩和・有効期間の最長5年への延長)・・・平成26年9月30日実施
- ・今夏までにインド向けの数次ビザの発給を開始・・・平成26年7月3日実施
- ・中国向けのビザ発給要件の緩和・・・平成27年1月19日実施
 - ①商用目的の者や文化人・知識人に対する数次ビザ 商用:訪日渡航要件廃止、文化人・知識人:身元保証書等省略
 - ②沖縄・東北三県数次ビザ(※)の発給要件の緩和(過去3年以内に訪日歴のある者については経済力の要件を緩和)
 - ③訪問先条件のない数次ビザの新たな導入(相当の高所得者を対象)

戦略的なビザ要件の緩和

平成25年7月に実施したタイ・マレーシアのビザ免除の効果



国名	訪日外客数 (平成26年)	従前	緩和内容	緩和により期待される効果
インドネシア	約16万人	数次ビザ	ビザ免除 (在外公館へのIC旅券事前登録) (平成26年12月1日実施)	・ビザなし訪日旅行の実現
フィリピン	約18万人		一次ビザの実質ビザ免除 (観光目的・指定旅行会社経由) (平成26年11月20日実施)	・指定旅行会社のバックツアー参加者の一次観光ビザの申請手続き簡素化
ベトナム	約12万人		数次ビザの大幅緩和 (発給要件緩和、有効期間の最長5年への延長) (平成26年9月30日実施)	・数次ビザ取得者層の拡大 ・数次ビザの取得で最長5年間で何度でも訪日旅行が可能
中国	約241万人	沖縄・東北三県数次ビザ(※)	①商用目的の者や文化人・知識人に対する数次ビザ (商用:訪日渡航要件廃止、文化人・知識人:身元保証書等省略) ②沖縄・東北三県数次ビザの発給要件の緩和 (過去3年以内に訪日歴のある者については経済力の要件を緩和) ③相当の高所得者に対する個人数次ビザの導入 (沖縄・東北三県のいずれかに1泊することを要件としない新たな数次ビザ) (平成27年1月19日実施)	・数次ビザ取得者層の拡大による訪日客数の増加 ・数次ビザの取得で期間内に何度でも訪日旅行が可能 ・高所得者層による訪問先条件のない訪日旅行者の増加

※ 最初の訪日時に沖縄県または東北三県(岩手、宮城、福島)のいずれかの県に1泊以上することを条件に発給。

最近のビザ要件緩和

	開始日	国名	以前の措置 (最長滞在期間)	緩和措置 (最長滞在期間)
平成25年	7月1日	タイ	数次ビザ(90日)	IC旅券ビザ免除(15日)
		マレーシア	数次ビザ(90日)	ビザ免除再開(90日)
		ベトナム	一次ビザ(90日)	数次ビザ(15日)
		フィリピン	一次ビザ(90日)	数次ビザ(15日)
		インドネシア	数次ビザ(15日)	数次ビザの滞在期間延長(30日)
	10月15日	アラブ首長国連邦	一次ビザ(90日)	数次ビザ(90日)
	11月18日	カンボジア	一次ビザ(90日)	数次ビザ(15日)
		ラオス	一次ビザ(90日)	数次ビザ(15日)
11月25日	パプアニューギニア	一次ビザ(90日)	数次ビザ(15日)	
平成26年	1月15日	ミャンマー	一次ビザ(90日)	数次ビザ(15日)
	7月3日	インド	一次ビザ(90日)	数次ビザ(15日)
	9月30日	インドネシア, フィリピン, ベトナム	数次ビザ (30日, 15日, 15日)	数次ビザ発給要件の大幅緩和 (有効期間最長5年, 滞在期間30日等)
	11月20日	インドネシア, フィリピン, ベトナム	一次ビザ(90日)	指定旅行会社パッケージツアー参加者用 一次観光ビザ申請手続き簡素化
	12月1日	インドネシア	数次ビザ(30日)	IC旅券事前登録制によるビザ免除
	・ 8月の総理ブラジル訪問の際に、ブラジル人に対する数次ビザ導入決定を発表			
平成27年	1月19日	中国	①数次ビザ(90日) (訪日渡航歴要件等有り) ②数次ビザ(90日) (家族については本人の同行が必要)	①商用目的の者や文化人・知識人に対する数次ビザ(90日) (商用: 訪日渡航歴要件廃止、文化人・知識人: 身元保証書等省略) ②沖縄・東北三県数次ビザの発給要件の緩和(30日) (過去3年以内に訪日歴のある者については経済力の要件を緩和、家族のみでの渡航が可能) ③相当の高所得者に対する個人数次ビザの導入(90日) (沖縄・東北三県のいずれかに1泊することを要件としない新たな数次ビザ)

都道府県別出身地別外国人延べ宿泊者数構成比(上位5ヶ国)



出典: 観光庁「訪日外国人消費動向調査」平成25年7月～平成26年6月
 ※平成25年7～12月(確定値)・平成26年1～6月(暫定値)

※欧州はドイツ・英国・フランスの3ヶ国
 ※従業者数10人以上の施設に対する調査から作成

都道府県別出身地別外国人延べ宿泊者数構成比(上位5ヶ国)



出典: 観光庁「訪日外国人消費動向調査」平成25年7月～平成26年6月
 ※平成25年7～12月(確定値)・平成26年1～6月(暫定値)

※欧州はドイツ・英国・フランスの3ヶ国
 ※従業者数10人以上の施設に対する調査から作成

外国人富裕層の長期滞在を可能とするための制度案

日本再興戦略改訂2014(抄)

海外富裕層を対象とした長期滞在を可能とする制度について、観光目的による滞在期間を最長1年とする方向で、制度案について関係省庁間で協議を進め、本年夏までに成案を得た後、必要な措置を講じ、来年度からの実施を目指す。

現行

観光目的の場合、「短期滞在」の在留資格により最長「90日」の在留を認めている。

新たに導入する制度案の概要

要件(対象者)

- ・査証免除措置を行っている国・地域
- ・3,000万円以上の預貯金
- ・民間医療保険への加入 等

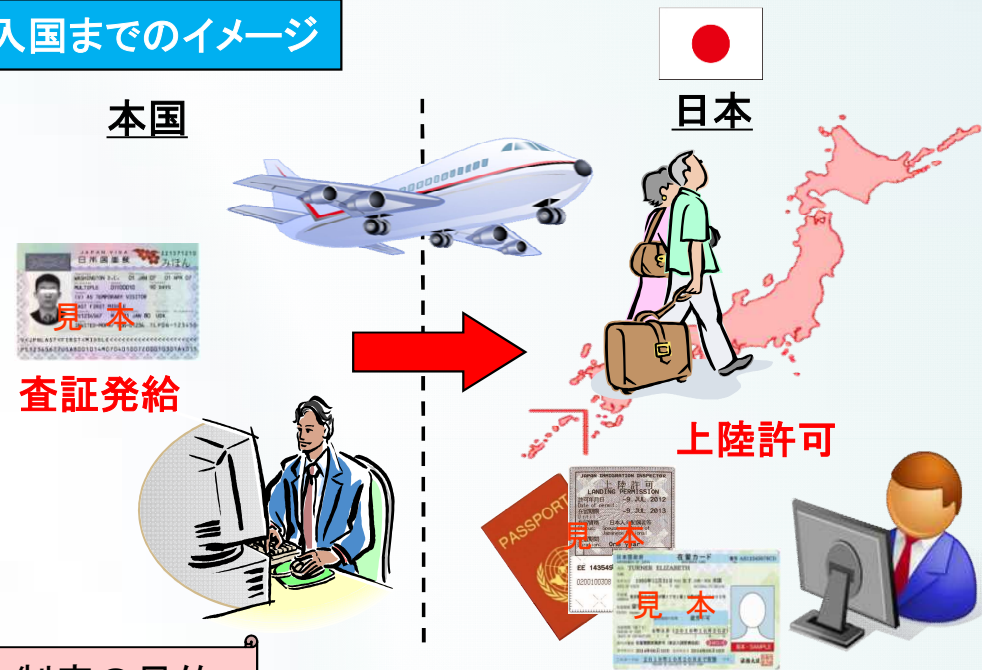
在留資格・在留期間

- ・在留資格:「特定活動」
- ・在留期間:「6月」(1回更新可能)

その他

- ・配偶者の同伴可能

入国までのイメージ



制度の目的

海外富裕層の観光目的による我が国への長期滞在需要を取り込むことにより、地域経済の活性化などにつなげていく。

クルーズ船の外国人乗客に係る入国審査手続きの円滑化

経緯

- クルーズ船は、一度に多数の乗客が乗降する一方、滞在時間が短いため、入国審査待ち時間を極力短くすることが求められており、これまで簡易な手続により一時的な上陸を認める寄港地上陸許可を活用すること等で、入国審査手続の迅速化を図ってきたところ。
- 観光立国実現に向けたアクション・プログラム(平成25年6月観光立国推進閣僚会議)において、クルーズ船入港時の入国審査手続の更なる迅速化・円滑化が求められている。

目的

寄港地上陸許可の対象とならないクルーズ船についても、同許可と同様の簡易な手続で一時的な上陸を認めることによって、クルーズ船入港時の入国審査の更なる迅速化・円滑化を図るとともに、同許可よりも長期の上陸期間を認めることで、より滞在しやすくする。

改正内容

